

国民経済計算の作成基準について

1 「作成基準」の位置付け

統計法第6条では、国民経済計算について、以下のとおり規定。

(国民経済計算)

第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする

① 「国民経済計算」

国民経済計算は、一国の経済循環の全体像を把握することを目的として作成される経済統計である。現在は、1993年に国連統計委員会で採択された「1993年改訂 国民経済計算の体系（93SNA）」が国際的な基準となっている。

なお、法律上は、「国民経済計算」については、内閣府設置法第4条（所掌事務）第3項第六号において、「国民経済計算に関すること」と規定されており、内閣府において作成する、国民経済計算確報及び速報を指している。

② 「基準に準拠」の意味

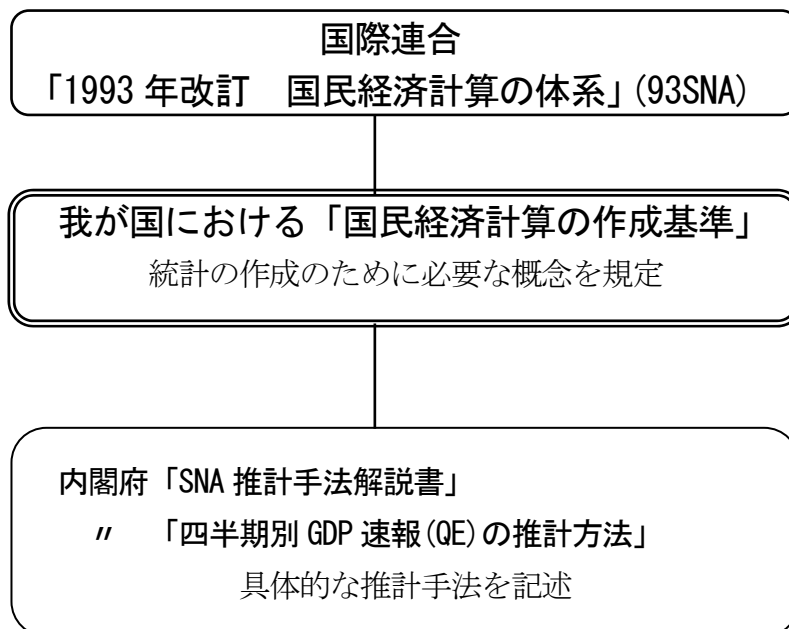
ここでいう「国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準」は、現在では、いわゆる「1993年SNA」を指している。1993年SNAは、世界の様々な経済発展の段階にある諸国が対応できるように、基本的な考え方の枠組みを示すものであって、各国の経済実態や統計整備の状況に応じて対応することができるように、柔軟性の高い指針となっている。すなわち、望ましい概念が示される一方で、十分な統計が存在しない場合には、容認しうる概念が示されている。このため、1993年SNAを各国が適用する際には、示された選択肢のいずれを選択するか、またどの部分について1993年SNAを適用し、どの部分について適用しないかを適用するかを決定する必要がある。

③「作成基準」において規定する内容

統計法でいう「作成基準」は、統計作成のために必要な概念に関するものを想定しており、統計作成のための具体的な手法や、利用する基礎統計の種類指定など、推計手法の選択に関するものは想定していない。

具体的には、「1993年SNA」に規定されているような、

- ・ 勘定体系のあり方
 - ・ 制度部門のあり方
 - ・ 勘定の規則
 - ・ 生産や資産の境界
- 等を想定している。



国際連合の「国民経済計算の体系」については、1953年に定められて以降、1968年、1993年に改訂されているが、来年の国連統計委員会において改訂が採択される見込みであり、10～20年に1回の改訂となっている。

我が国の「作成基準」については、国連の「体系」の改訂を受けた改訂は必要となるが、内閣総理大臣が統計委員会の意見を聴いて定めるものであり頻繁な改訂にはなじまないものであるため、国連の「体系」と同程度ないし若干多い程度の改訂頻度を想定している。

なお、「作成基準」の下に、具体的な推計方法を記述した「推計手法解説書」を置き、これについては随時改訂を行うこととしたい。

2 「作成基準」の構成(案)

(1) 現時点で、「作成基準」の内容に相当するものとしては、93SNA 移行時にとりまとめた、『我が国の 93SNA への移行について（暫定版）』（平成 12 年 11 月 経済企画庁経済研究所）がある。（経済社会総合研究所 HP で公開）

これは、我が国が、68SNA から 93SNA に移行するに際し、国連の基準の変更の内容や、それに対する我が国の対応をまとめたものであり、中心となる部分は、

- 93SNA 移行に伴う構造部分の変更
 - ・ 勘定体系
 - ・ 制度部門別分類
 - ・ 経済活動別分類
- 93SNA 移行に伴う個別の記録方法の変更
 - ・ 所得支出勘定
 - ・ 資本勘定
 - ・ 金融資産・負債
 - ・ 支出の目的別分類
 - ・ その他

という構成となっている。

(2) 「どのような勘定（統計表）を」、「どのような基準に基づいて」作成するかを明らかにするには、上記『移行について』の構成に沿って整理することが可能と考えられる。

なお、上記『移行について』は、本文だけで約 100 ページの分量があるが、68SNA と 93SNA の比較に関する部分を削って端的に現状を整理することとすれば、十数ページの分量になると想定される。

(3) 「作成基準」の構成としては、

- I 概論
- II 勘定体系
- III 分類（制度部門別分類、経済活動別分類、商品分類）
- IV 記録方法
- V その他

としてはどうか。

(別添)

国民経済計算の作成基準（骨子案・例示）

I 概論

- ・ 我が国経済の状況を、国際比較可能な形で体系的に記録するために、国際連合の定めた「1993SNA」に準拠して、我が国の国民経済計算を作成。
- ・ 本「作成基準」は、そのために必要な概念を定めるもの。
- ・ 具体的な推計手法については、別途、「推計手法解説書」を作成し、一般に公開。

II 勘定体系

作成する統計表

第1部 フロー編

I. 統合勘定

1. 国内総生産勘定（生産側及び支出側）

.....

II. 制度部門別所得支出勘定

.....

III 分類

- ・ 制度部門別分類（部門の定義、格付けの考え方、等）
- ・ 経済活動別分類（ // ）
- ・ 商品分類 （ // ）

IV 個別の記録方法

(1) 所得支出勘定

- ・ 雇用者報酬の範囲、内訳項目：賃金・俸給、雇主の社会負担
.....

(2) 資本勘定

(3) 金融資産・負債

(4) 支出の目的別分類

V その他

公表頻度、等

(参考) 国連 93SNA との対比表